

憲法9条の改憲を行わないことを求める意見書（案）

日本共産党熊本市議団提出

5月3日、安倍首相は、「9条の1項、2項はそのままにして、3項に自衛隊を明記する」改憲を行い、オリンピックが開催される2020年に施行すると宣言しました。

今回の安倍首相の改憲発言は、現にある自衛隊を憲法上追認するというものにとどまらず、深刻な矛盾を憲法に持ち込むことで1項や2項を「空文化」「死文化」させる危険性が含まれています。

日本会議の政策委員で、第1次安倍政権から安倍首相のブレーンをつとめてきた伊藤哲夫・日本政策研究センター代表は、「憲法第9条に3項を加え、『但し前項の規定は確立された国際法に基づく自衛のための実力の保持を否定するものではない』といった規定を入れること」（同センター機関誌『明日への選択』2016年9月号）との具体的な改憲文案を示しました。さらに同センターの小坂実研究部長は、「『戦力』の保持を禁じ、自衛隊の能力を不当に縛っている9条2項は、今や国家国民の生存を妨げる障害物」と指摘したうえで、「速やかに9条2項を削除するか、あるいは自衛隊を明記した第3項を加えて2項を空文化させるべきである」（同誌昨年11月号）と単に自衛隊を憲法上規定するだけではなく、その狙いが2項の空文化にあることを明確に示しました。

歴代政権は、自衛隊が9条2項で保持を禁じる「戦力」には当たらないとの見解のもと、「わが国の自衛のための必要最小限度の実力組織」と説明してきました。そのため、(1)武力行使の目的を持って武装した部隊を他国領域に派遣する海外派兵、(2)外国に対する武力攻撃を自国が攻撃されていないにもかかわらず実力で阻止する集団的自衛権の行使、(3)目的・任務が武力行使を伴う国連軍への参加、以上の3点は「自衛のための必要最小限度を超えるから憲法上許されない」としてきました。

しかし、伊藤氏や小坂氏の提案でも明らかであるように、3項への自衛隊の明記により、憲法上許されなかった海外での武力行使を憲法上も認め、歯止めない海外派兵を可能とするなど自衛隊を大きく変質させる危険性は否定できません。戦争放棄や戦力不保持、交戦権否認など憲法に盛り込まれた平和主義は、国民主権や基本的人権の尊重とともに憲法の根幹であり、憲法そのものを「空洞化」させる重大な改憲は許されません。

憲法99条は、国務大臣、国会議員などは「憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と明記しており、安倍首相の対応は、憲法の「尊重擁護義務」に反するものです。また、行政府の責任者である首相が、立法府の憲法審査会での改憲案作成に言及することは、三権分立をも否定するもので、2重の憲法違反発言として許されるものではありません。

以上の理由により、憲法9条の改憲を行わず、憲法の根幹の一つである平和主義を擁護する立場を堅持するよう求めるものです。

2017年6月 熊本市議会